

鳥取県バスケットボール協会 規約

第1章 総 則

第1条 本会は、鳥取県バスケットボール協会と称する。

第2条 本会の事務局は、理事長所在地区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、鳥取県におけるバスケットボール競技界を統轄し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バスケットボールに関する技術の調査研究をすること
- (2) バスケットボールに関する競技会を開催すること
- (3) バスケットボールに関する講習会の開催及び指導者を養成すること
- (4) 中国バスケットボール協会及び(財)日本バスケットボール協会並びに(財)鳥取県体育協会等の関係諸団体との連絡調整を行うこと
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第3章 組 織

第5条 本会は、鳥取県の実業団連盟・クラブ連盟、家庭婦人専門部、教員連盟、学生連盟、高体連専門部、中体連専門部、ミニ連盟等（以下「各専門部等」という。）をもって組織し、次の3地区協会を置く。

- (1) 東部地区協会 鳥取市・岩美郡・八頭郡
- (2) 中部地区協会 倉吉市・東伯郡
- (3) 西部地区協会 米子市・境港市・西伯郡・日野郡

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 3名 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 3名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 若干名 |
| (8) 監 事 | 2名 |
| (9) 顧 問 | 若干名 |
| (10) 参 与 | 若干名 |

第7条 各地区協会には、地区の会長、副会長、理事長、副理事長、理事を置く。

第8条 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事、監事は、理事会で承認されなければならない。

第9条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、各地区協会の会長をもって之にあて、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の業務を処理する。

2. 副理事長は、各地区協会の理事長をもって之にあて、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 理事は、各専門部等の代表者及び各地区協会の理事の中から選出された代表者とする。

2. 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し執行する。
3. 各専門部等の代表者以外の理事は、各委員会に所属し、会務を分掌、執行する。

第12条 常任理事は、理事の内から選出される。

2. 常任理事は、常任理事会を組織し、本会の常務を審議処理する。
3. 各専門部等の代表者以外の常任理事は、委員長として、各委員会を統括する。

- 第13条 事務局長は、理事会に諮り、会長が委嘱する。
2. 事務局長は、本会の庶務会計にあたる。
- 第14条 監事は、理事会に諮り、会長が委嘱する。
2. 監事は、本会の会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第15条 顧問及び参与は、本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
2. 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
3. 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。
- 第16条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。
2. 欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

- 第17条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事をもって組織し、次の事項を審議する。
(1) 事業計画及び収支予算についての事項
(2) 事業報告及び収支決算についての事項
(3) 役員の選任についての事項
(4) 規約の改正についての事項
(5) その他重要事項
2. 理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時理事会を招集することができる。
- 第18条 本会の主催する会議の議事は、すべて出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第19条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって組織し、本会の運営上必要な事項を審議する。
2. 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第20条 本会に次の委員会を置き、委員長及び委員は、会長が委嘱する。
(1) 総務委員会 競技に関する事務・広報、競技者及びチームの登録等
(2) 競技委員会 競技大会の運営、大会日程の作成・調整等
(3) 審判委員会 競技大会の審判割当、審判研修会の運営等
(4) T O委員会 競技大会の会場・用具の整備、T O研修会の運営等
(5) 強化委員会 競技の普及・強化、技術研修会の運営等
2. 各委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第6章 会 計

- 第21条 本会の経費は、登録料、補助金及び委託金、大会参加料、寄付等をもって充てる。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

- 第1条 地区の会長、副会長、理事長、副理事長、理事は、各地区において選出する。
- 第2条 会長、副会長、理事長、副理事長、理事は、本会の企画運営にあたり、内若干名は、中国バスケットボール協会及び(財)日本バスケットボール協会の役員となる。
- 第3条 理事は、各専門部等の代表者各1名及び各地区協会の理事の中から選出された代表者10名以内とする。
- 第4条 常任理事には、前条の各専門部等の代表者各1名を必ず含むものとする。
- 第5条 事務局長の下に、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 第6条 顧問は、原則として、会長、副会長経験者とする。
- 第7条 参与は、原則として、理事長、副理事長、常任理事経験者とする。

(付則) 本規約は平成19年3月21日より施行する。